

ギリシャの特別輸入税

(G/25、1952年11月3日採択：BISD 1S/48)

【事実の概要】

ギリシャは、1951年11月以来、特定の輸入品に対し拠出金 (contribution) を賦課していた。当初の賦課措置は1951年12月31日に廃止され、新しい規則が制定されたが、これも1952年10月8日に改正された。

この措置についてフランスが1952年9月27日に一般協定第23条に基づき申立てを行い、同年10月15日に締約国団は事案をパネルに付託し、同年11月3日にパネルの報告が締約国団により採択された。

フランスは、この税は輸入産品のみ適用されており、同種の国内産品には課せられていないので、一般協定第3条第2項に反すると主張した。英国はこの主張を支持し、更に、この拠出金が第3条の内国税または内国課徴金ではないとすると第2条の輸入課徴金として扱われ、譲許表中の産品に関する限り第2条の規定に反することとなると主張した。

これに対しギリシャは次のように主張した。この拠出金は、輸入産品に割り当てられる外国為替に課せられる課徴金 (charge) であって、複数通貨措置 (multiple currency practice)⁽¹⁾ に相当する。この措置は、ドラクマの公式為替レートと実効的購買力の差をカバーするために不可欠なものである。したがって、この拠出金は第3条の適用対象とならない。第3条の適用は輸入産品に適用される内国税に限定されている。

【報告要旨】

1. このギリシャの税が一般協定第3条第2項にいう輸入産品に対する内国税若しくは内国課徴金であるか、又は第2条の輸入課徴金であるかを判断するために必要な情報が十分に与えられていない。この点について、締約国団が利害関係国にさらに情報を提供するように要請することを勧告する。

2. ギリシャの現行の拠出金が、複数為替措置であるか及び国際通貨基金協定に合致するか否かの審査 (enquiry) を国際通貨基金に締約国団は要請すべきである。

【解説】

本件の税が一般協定第3条第2項にいう輸入産品に対する税又は課徴金であれば、課税目

的にかかわらず、第3条の規定に服することになる。これに対し、この税が輸入産品に対する税又は課徴金ではなく輸入の支払いへ割り当てられた外国為替への課徴金であって、かつ、複数通貨措置であり国際通貨基金協定の条項に合致していれば、一般協定第3条の適用範囲外にあることになるという判断をパネルは行った。その根拠としてパネルが示したのは、ハヴァナ憲章第18条（一般協定第3条と相違は、字句上のものだけである。）を起草したハヴァナ会議委員会によるその旨のコメントである。

本件パネルは、本件の税体系又はその適用方式の性格に関する情報が現時点では十分ではないので、第3条の適用範囲に入るか又は第2条の追加的な輸入課徴金を構成するかを判断できないとした。さらに、「拠出金」とされている1952年10月8日以来の制度が、複数通貨措置であるか及び国際通貨基金協定に合致しているかの判断は国際通貨基金が行うことである（一般協定第15条第2項）と述べ⁽²⁾、以上の情報を得るまでは判断をペンディングとすることをパネルは締約国団に提案した。さらに、たとえ本件の税が第3条の適用範囲に入らなくても、為替措置により第3条の規定の趣旨（intent）を没却する（frustrate）ことになるかどうか⁽³⁾という第15条第4項の問題が生じ得ることを指摘している。

ギリシャは、平価を50パーセント切り下げた後、1953年4月に本件の税を廃止した⁽⁴⁾。

このパネル報告の意味は、判断を下すのに十分な情報がないときは、判断を行わずにさらに情報を提供するように求めることとした点及びギリシャの措置が輸入産品に対する税又は課徴金という性格を有しておらず、輸入の支払いへ割り当てられた外国為替に対する税であったとしても、第3条の適用範囲外にあるかどうかを判断するためには、国際通貨基金協定に合致するかどうかについての国際通貨基金の判断が必要であるとした点にある。

なお本件は、ガットにおいてパネル手続が初めて使われた締約国団会議第7会期（1952年）において同手続により処理された紛争4件のなかの1つである⁽⁵⁾。英国及びフランスが本件措置により商業的損害を受けたことを問題としたことに関連して、本件パネルは、紛争当事国が求めているのは締約国団から原理原則についての決定を得ること及び当該措置が一般協定に合致しないと判定された際にはその措置の撤回又は修正であると述べているが、これはガットの紛争処理手続の性格の一面を明らかにしたものと言えよう。

〈注〉

(1) 国際通貨基金協定第8条第3項「加盟国は、……差別的通貨取極若しくは複数通貨措

置を行ってはならず、……。」「ただし、それらの取極又は措置が第14条第2項の規定に基づいて存続し又は設定されるときは、この限りでない。」

- (2) 一般協定第15条第2項「締約国団は、……為替上の事項に関するすべての事項に関するいずれかの締約国の措置が国際通貨基金協定……の条項に従っているかどうかについての同基金の決定を受諾しなければならない。」
- (3) 「没却する」というのは、一般協定の条項の字句に対する違反 (infringements of the letter) は含まれず、その条項の趣旨から実際に著しく逸脱しその条項の違反 (violation) とみなされる場合をいう (一般協定附属書 I 第15条について)。
- (4) John Jackson, World Trade and the Law of GATT 485 (1969); Kenneth W. Dam, The GATT 117 (1970).
- (5) 他の3件は、「ギリシャの譲許表XXVに含まれた産品に対する輸入税の引上げ」 (BISD 1S/23, 51)、「西独のイワシ製品輸入取扱い」 (BISD 1S/53) 及び「ベルギーの家族手当基金法に基づく課徴金」 (BISD 1S/59) である。GATT, International Trade 1952, at 96; Robert E. Hudec, The GATT Legal System and World Trade Diplomacy 87 (2nd ed. 1990).

(清水 章雄)